

武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する意見書（その8） 目次

〈第60回以降追加分〉

1	田村委員意見書（平成22年8月30日付）	1
2	田村委員意見書（平成22年8月30日付）	2
3	奥西委員意見書（平成22年9月1日提出）	3
4	長峯委員意見書（平成22年9月2日付）	5

武庫川流域委員会

松本誠委員長様

流域連携について以下の意見書を提出しますのでよろしくお願いたします。

20100830

武庫川流域委員会委員 田村博美

今後の武庫川づくりを進めるにあたり山積した課題や問題点をクリアしながらより良い武庫川づくりを推進するには大きなハードルがあると考えます。流域委員会が平成 18 年 8 月 30 日提言書 P156～160 に具体的に提案したように、整備計画等の推進体制の基礎固めが必要不可欠であり、かつより万全のものにしておく必要があると思います。

流域連携に関する私の意見書で論点意見書 29、修文意見書(8/9)、論点意見書 34、修文意見書(8/17) に具体的に提案していますが、県の考え方は「「参画と協働」のもとに個々の取り組みを積み重ねる中で、地域住民等との課題認識を共有化していくことが重要と考えています。」との認識にとどまっています。

提言書で具体的に武庫川づくりを推進する上での課題を指摘し、提言書 P159 等に記述しているように今後行政の仕組みやシステムが大きく変わろうとしている今、流域連携のより効果的な仕組みがないと、これまでのような失敗を再び繰り返す危惧が残ります。たとえば河川行政と都市行政や農林行政、水道や利水事業との乖離、事業に対する地域の理解や協力が得られない等です。その結果地域住民や武庫川環境に多大の影響を及ぼす結果となった事例などです。

これからより良い武庫川づくりと地域づくりを推進する上で、原案のような計画で十分かどうかはなはだ疑問です。流域を総合的に捉えて連携と協働による複合的な対応を図る必要があります。

今後武庫川づくりと武庫川を軸とした地域づくりには①地域住民等の参画と協働のもと今次整備計画の効果的かつスムーズな推進、②整備計画に記載されていないが提言書の諸提案を検討し、可能なことからの推進（「川まち交流拠点」や「武庫川の景観整備」など河川行政だけでなく総合的に県行政、自治体行政が取り組まねばならない課題も含めて）、③今後の社会経済情勢等の変化により新たな課題として出てくる問題への取り組みなど、3 パターンの課題と多くの事柄が想定されます。

20 年間というのは長いようで非常に短いともいえます。その間に地域住民や関係機関が共通認識の上でより連携を強め協働しながら、効果的かつ効率的に課題を解決し計画を着実に推進することができるかどうか重要なポイントであると考えます。

県の原案のように「個々の取り組みを積み重ねる中」だけでは非常に不十分であり、積み重ねている間に 20 年が終了してしまいます。流域委員会がはじまって既に 6 年です。6 年間様々な事例をあげ、ことに触れて今どのような仕組みが必要かを訴えてきました。

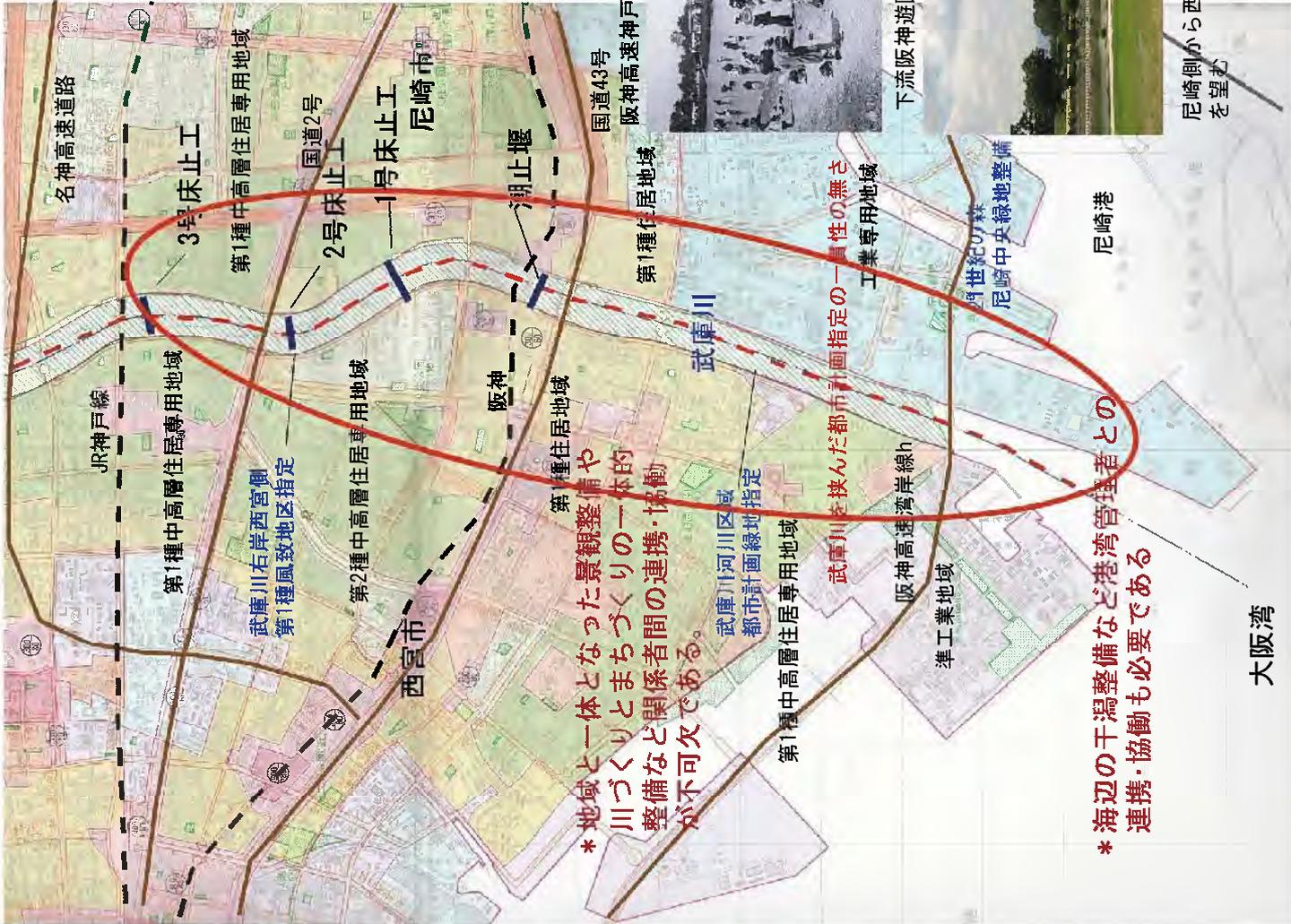
武庫川づくりにおける地域の課題や分野別の課題、他分野に渡る複合的な課題が既に出てきているのです。これらを確実に受け止め適切に対処していく仕組みが不可欠です。言わば武庫川づくりに関する駆け込み寺が是非とも必要であるということです。従来このような受け皿がないため、武庫川づくりに向けた積極的な意欲のある人々も武庫川から離れる結果になることも多々あったと思います。県に全てやってくださいということだけでなく、民間主体、あるいは民間と行政が協働で創りあげるシステムでも良いと思います。流域委員会終了後において多様な主体と行政が様々な課題を受け止め、協議し、提案し、河川部局だけでなく県民局や自治体も含めて計画推進に向け役割を果たす「(仮称) 武庫川流域圏会議」の設立を検討することを是非整備計画に追加修文願います。

これからの武庫川景観と新しい風景づくりのための その2

関連写真：

20100827 武庫川流域委員会 田村博美

- 武庫川の仁川合流点付近から下流は堤防上や高水敷に樹林が発達し都市部には珍しい良好な景観を醸し出している。とくに国道171号甲武橋以南は天井川(築堤区間)となっており西宮市及び尼崎市の密集市街地にとっては貴重な緑地景観である。
- 今次の武庫川河川整備計画において、下流部の疎通能力拡大のため、JR神戸線以南の河床掘削、高水敷の一部掘削、堤防強化のための堤防法面の改良工事などが計画されている。
- これにともない潮止堰、1号床止工、2号床止工の撤去が予定されている。水性生物からみると汽水域の拡大による生物多様性の増大、アユなど回遊性魚種の回復、これらによる親水性の回復などが期待される。
- 市街地景観からみれば武庫川のあり方、武庫川からみた河川空間の緑地のあり方が十分調整・調和される必要がある。また、高水敷をスポーツ、レクリエーションに利用している市民需要との調整も不可避である。
- 今後地域住民と河川管理者、港湾管理者、地元行政の連携・協働によるより良い武庫川づくりと景観整備がよく望まれる。まさに**流域連携**が不可欠である。



* 地域と一体となった景観整備や川づくりとまちづくりの一体的整備など関係者間の連携・協働が不可欠である。

* 海辺の干潟整備など港湾管理者との連携・協働も必要である



尼崎の市街地側からの景観



1号床止工と武庫川の景観



尼崎側堤防の景観



下流上之町での堤防強化



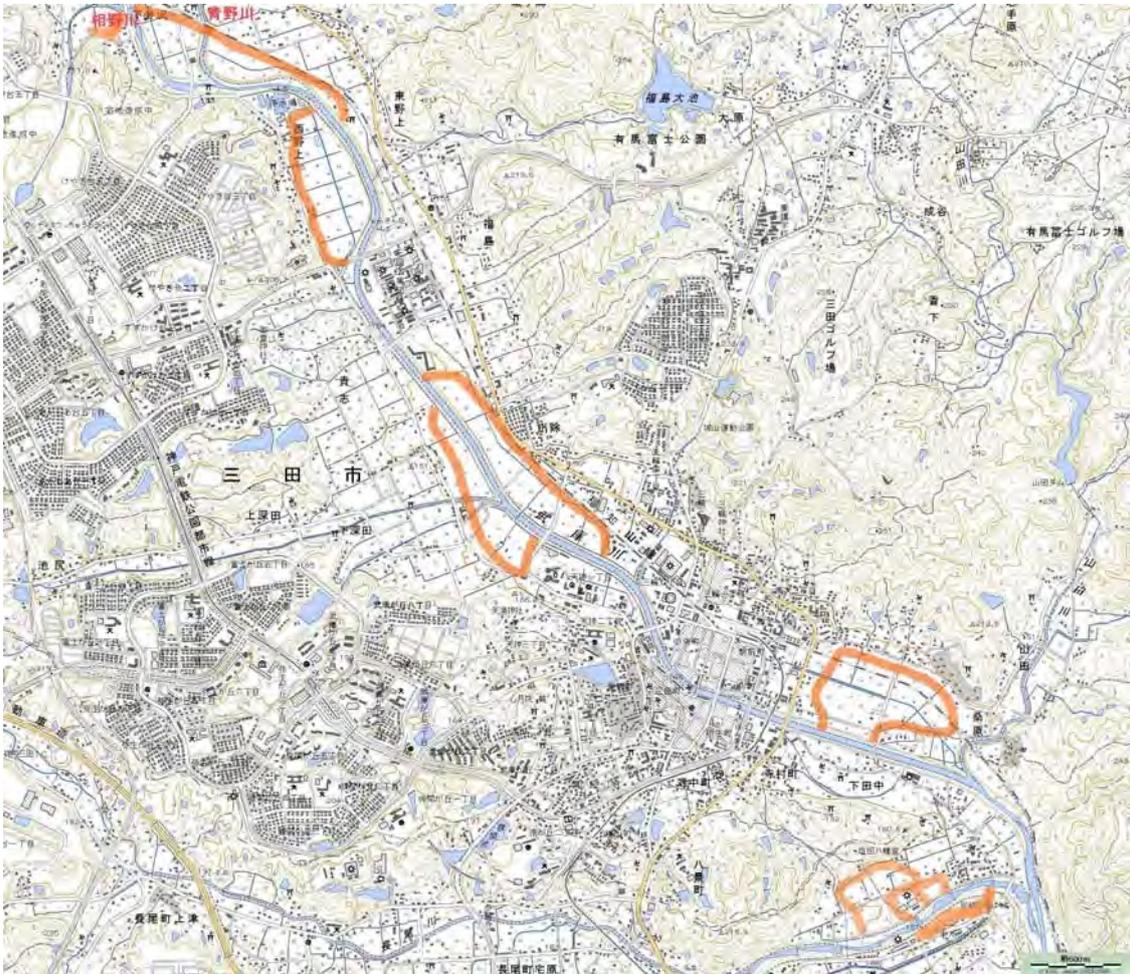
高水敷と堤防の巨木



下流阪神遊園地時代か



尼崎側から西宮側堤防と六甲を望む



武庫川流域委員会への意見書(8月9日)

流域委員会で作り上げる提言に反映させていただきたいことと県への質問

いよいよ、流域委員会で県への提言をまとめ上げる段階となりましたが、流域委員会の皆さんの取り組みと熱意、ご苦労に敬意を表するものです。

さて、その提言にぜひ反映させていただきたいことがあります。今、気づ点を述べさせていただきます。

(1) 整備計画原案作成までに県が再調査、再検討すべき点

県の現在のきわめて不十分な資料や、粗度係数の設定でも新規ダム(武庫川ダム)なしで、当面の整備計画の立案が可能であり、またそうすべきであることが、流域委員会の審議の中で明らかになり、その骨子が先の委員会で採択されました。これは画期的なことです。

しかし、一方、県の不十分な検討を流域委員会が認める形になっては、今後ご禍根を残します。また、流域委員会でのせっかくの提言が、生かされない事態も生みかねない危険があります。その点で、流域委員会として、県の検討の不十分さを是正を県に求めることと提言の中に明確にしたい。すなわち、7月の流域委員会が採決した提言骨子を踏まえた提言内容が作り上げられると思いますが、その中で県に対してその提言内容にもついた整備計画の作成を求めることと、さらに、県の検討と資料が極めて不十分なことと求めていることとを是正のために、整備計画原案作成までに、以下の調査と検討をおこなうことを県に求めていただきたいと思います。

1. 河口から3キロ地点の下層の調査を踏まえて再検討を

河口から3キロ地点の下層の粒度分布を調査の上、この調査で明らかになった下層の粒度分布で代表粒径や粗度係数を決めればどうなるのか。3キロ地点調査結果を踏まえて河道区分を見直せばどうなるのか。試算を行い、台風23号水量からの逆算粗度係数と比較、検証をおこなうこと。また、その結果にもとづき見直しを行うこと。

2. 武庫川上流域の湛水を考慮すること

別添の写真(写真一)は、平成16年23号台風時の武庫川上流(三田市藍本)での田畑冠水滞留を撮影

2. 武庫川上流域の湛水を考慮すること

別添の写真(写真一)は、平成16年23号台風時の武庫川上流(三田市藍本)での田畑冠水滞留を撮影した地元住民に現地で立会い確認していた写真です。この23号台風の際、この写真に写っている武庫川は、溢れなかったのに、武庫川沿いに田畑は、写真で示す高さまで湛水した(当時は、藍本地区では写真の高さの位置の武庫川堤防の法面に刈り取った後の稲わらが一筋となってへばりついた。後で、一部の農家みんなが出て、稲わらを堤防の法面からはぎ取り、田んぼにばら撒く作業をした。だから良く見える。)というのです。三田市内の武庫川の下流部でも武庫川の堤防に稲わらがへばりついた状況を見たと言っておられます。写真二がその区域の一部を示す写真です。

おそらく、こういうことがかなり広範囲に三田市内の武庫川で起きていたことが推測されます。県は、盛んに、三田市内の武庫川の流下能力があると主張して、上流域で降った雨がそのまますべて流れ込んでくるようですが、実際は違うということです。県のハザードマップでは、いくつかの雨量に関する武庫川の浸水・溢水区域の表示がおこなわれていますが、このこととの関係はどうか。

また、三田市内の雨水幹線が、23号台風時でも武庫川に流れ込みます。市内の雨水幹線があふれたことは、市当局も認めています。23号台風よりも大きな雨量を想定する以上、この検討は欠かせないことです。頭から拒否する理由はひとつもないと考えます。

この対策としては巨大な雨水幹線をさらに網の目のようにすることは、現況にはきわめて困難でしょう。そうすると、滞留や貯水機能を強化ということになりますが、この方策は、結局、武庫川下流の河道分担量を減らす結果を生みます。

こういったことが検討できるソフトもすでに開発されていると聞きますが、いずれにしても、県の期待通り流れることにならない実情をまったく無視して県が整備計画原案を作ることは無責任です。こういう検討をあらかじめ組み込めば、これらの流域の改善した場合は治水計画に反映することが可能となります。流域を熟知したいというのは、開知しない、頭から無視する方法では、総合治水とは言えない。流域委員会が指摘されている、開発や都市計画、街づくりとの整合性が治水計画において担保される、組み込まれた方法に進むべきです。それは、当然、現在の流域の状況を反映させたもの、現在湛水すること踏まえた整備計画原案となります。そうしてこそ、下流の流量を一気に増やさないための上流の治水対策はどうかあるべきかの治水計画の発展が生まれます。

三田市内の武庫川沿いで23号台風時の田畑冠水滞留の調査をおこなうこと。三田や流域各市での下水の溢水も調査すること。計画降雨は、23号台風よりも大きく当然、滞留は増大しますが、このことを踏まえた河道分担量とすれば、どうなるのか検討をすることが必要です。これらを県に求めていただきたいと思います。



2010.9.2.

松本 誠 委員長へ

整備計画の進行管理体制の構築に向けて

長峯 純一

1. 整備計画策定後は、その進行管理を図るべく、PDCA のマネジメント・サイクルの考え方を取り入れた制度設計を図ることが、整備計画の中に明記されようとしている。それに向けて、最後にもう一点、要望しておきたい。表〇で示された整備計画における各対策の進行スケジュールが、現行では前期（前半）と後期（後半）の2段階になっている。これをもう少し段階を増やし、4段階か5段階に、最低でも3段階にする努力をして欲しい。このことは、PDCA サイクルを機能させるために極めて重要なポイントである。
2. これまで県は、整備計画に具体的に記載された対策の実施工程表を記載することを、それによって拘束されたくない、という理由から拒んできた。しかし、本来「計画」を作るということの一つの意味は、まさにその拘束性にある。そしてさらに、その拘束をする議論・作業に住民が関わることによって、ガバナンスの機能も発揮されると言える。「地域の意見を聴く」というガバナンス機能が法的に担保されているのは、現在、整備計画の段階だけである。その整備計画にある程度の拘束性を持たせることは、県民・住民にとって重要なことである。
3. 県は、これまで、用地交渉や住民説明や予算獲得が出来ていないものは、整備計画に記載することはできない、という説明をしてきたが、個別利害に関係する内容まで記載する必要はない。個別事業レベルのスケジュール表があればもちろん望ましいが、それが難しければ、一段上の施策レベルのスケジュール、それも20年間を何段階かに分けたレベルでの記載で十分であるかと思う。
4. 日本の行政は、これまで法令およびそれに基づいた計画に記載したものは絶対に実現しなければならないという無謬性に囚われてきた面がある。もちろん計画したものは実現を目指すことは当然であるが、計画段階で予測できなかったさまざまな要因によって、計画どおりに事が進まないことはままあることである。そのときに、なぜ計画どおりにできなかったのかをうやむやにすることなく、それをきちんと説明することの方がむしろ重要なことである。したがって、現段階で持てる情報のもとで最善と考えられる対策の進行プロセスを、ぜひ計画（目標）として記載することを要望する。

以上